

佐賀県規則第 63 号

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和 52 年佐賀県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（遊技業等）</p> <p>第 6 条 条例第21条第 1 項の規定による規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。</p> <p>(1) 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第 2 条第 1 項第 8 号</u>に掲げる営業を除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>（遊技業等）</p> <p>第 6 条 条例第21条第 1 項の規定による規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。</p> <p>(1) 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第 2 条第 1 項第 5 号</u>に掲げる営業を除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。